

水泳競技会における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する注意事項

新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが「5類」に移行し、法的な感染防止対策が緩和されました。しかし、コロナウイルス感染症が撲滅されたわけではないので、基本的な感染対策は継続しながら競技会を運営することが必要です。感染対策が必要なのは選手のみでなく、競技役員や観客など競技会場にいる方々全員です。

以下は大会開催の際の感染予防のためにしていただくことの注意事項です。よく読んで、協力をお願いします。

選手・監督・コーチ・競技役員・観客が順守すべき事項

1 入館前

- ① 入館前当日、以下の事項に該当する場合は、入館を見合わせることに。
 - ・ 新型コロナウイルス感染をし、発症翌日から5日間かつ解熱後1日間の経過をしていない者
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性の疑い
 - ・ 平熱を超える発熱
 - ・ 咳（せき）、のどの痛みなどの風邪の症状
 - ・ だるさ（倦怠感）息苦しさ（呼吸困難）
 - ・ 嗅覚や味覚の異常
 - ・ 体が重たく感じる、疲れやすい等の症状
- ② チーム引率者は「登録団体用健康チェック表」を確認してとりまとめ、当日県水連に提出すること。
- ③ 水泳用具・飲食物・ストレッチマット等は、各個人の物を用意し共用しないこと。
- ④ 会場までの移動中は、マスクの着用、車内換気、会話などに留意すること。
- ⑤ 入場待ちの時間は、マスクを着用し、間隔を空けて待つこと。

2 水泳場

- ① マスクを着用していない者は入館を認めない。
- ② 体調が悪くなったら、すぐにコーチ、競技役員に知らせること。
- ③ 入館から退館時までの全ての場面で、人との距離をとって行動すること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）
- ④ アップ時に各レーン内で順番待ちをする場合や、ダッシュレーンで並ぶ場合も距離を保つこと。
- ⑤ 選手控え場所・観覧席で、人との距離・座席間の距離を保つこと。
- ⑥ 更衣室は着替えのみに使用し、滞在時間はなるべく短時間とすること。ロッカーは使用しないこと。着替え中もなるべくマスク着用をすること。
- ⑦ 引率者は、チームに選手控え場所・観覧席・更衣室の利用方法を周知し、徹底すること。
- ⑧ 泳ぐとき以外は原則的にマスクを着用すること（更衣室・招集所・選手控え場所・観覧席・プールサイド・トイレなど）。招集もマスクを着用する。熱中症に留意し、マスクをとる場合は、周りの人との距離を十分に保つこと。

- ⑨ レース前にはずしたマスクは、服のポケットか袋に入れること。(マスクは、選手イス・脱衣ボックスに直接置かない)
- ⑩ 服を入れる袋を持参すること。(レース時、袋に衣服・マスクを入れ、脱衣ボックスに入れる。直接入れない)
- ⑪ こまめな手洗い、会場に設置および各所属で用意したアルコールによる手指消毒を実施すること。
- ⑫ 選手は、招集所でのマスク着用なしでの選手間の会話、レース後の選手間の会話を控えること。
- ⑬ マスクの着用なしに大きな声での会話や応援をしないこと。コーチは、声を出しての指示をマスク着用下に行うこと。
- ⑭ ホイッスルは電子ホイッスルを使用すること。
- ⑮ 唾や痰をプールサイドに吐くことは極力行わないこと。
- ⑯ 飲食については、人との距離を保ち会話を控えて行うこと。
- ⑰ ドリンクの回し飲みはしないこと。
- ⑱ ミーティング等はマスクを着用して行うこと。
- ⑲ 県水連・施設管理者が決めたその他の措置・指示について従うこと。

3 退館後

- 退館後5日以内に「新型コロナウイルス集団感染（クラスター）が発生した」場合は、県水連に対して、報告すること。

2023年5月6日

初版

一般社団法人茨城県水泳連盟医事委員会監修